令和８年11月

令和9年度　保育施設入所(園)申込案内

【問い合わせ先】
〒　039-3212　　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475
六ヶ所村役場分庁舎２階　こども支援課
電話：0175-72-8145(直通)



1. 保育施設とは

保護者が働いていたり、病気のため保育ができないなど、日中お子さんの保育が必要な場合に保護者に代わってそのお子さんを保育するところです。六ヶ所村では以下の４つの施設があります。

幼保連携認定こども園　おぶちこども園

所在地：尾駮字野附1305番地



定員：155人

電話：0175-72-2302

保育所型認定こども園　千歳平こども園

所在地：倉内字笹崎289番地９



定員：56人

電話：0175-74-2233

保育所型認定こども園　南こども園

所在地：倉内字唐貝地５番地328



定員：41人

電話：0175-75-2112

保育所型認定こども園　泊こども園

所在地：泊字川原75番地20



定員：51人

電話：0175-75-2112

※各施設の定員にかかわらず、保育体制等の状況により、受入人数を制限する場合があります。

2. 保育の必要性の認定（支給認定）

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合には、保護者の方やお子さんの教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

年　齢	保育の必要性	認定区分		利用先事業所
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
	あり	2号	保育標準時間	保育所・認定こども園
			保育短時間	
満3歳未満	あり	3号	保育標準時間	保育所・認定こども園・小規模保育等
			保育短時間	

※六ヶ所村には、幼稚園、小規模保育等の該当施設はありません。

▸▸▸保育が必要である児童を２号・３号認定にて申請したい場合は、次のいずれかの事由に当てはまる必要があり、その事由を証明する書類が必要となります。

就労、介護・看護、疾病・障がい、災害復旧、妊娠・出産、就学、求職活動

※育児休業で保育を必要とする新規・転園の申込はできません。

3. 保育施設を利用できる時間と有効期間

■開設時間・・・・・・・午前７時 15 分～午後６時 30 分
■１号認定・・・・・・・午前９時から午後２時（平日）
■２号・３号認定・・・・【保育標準時間】　午前７時 15 分～午後６時 30 分
　　【保育短時間】　午前８時～午後４時

保育を必要とする理由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労(月120時間以上)	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳の誕生日の前々日
就労(月48時間以上120時間未満)	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる		
病気・負傷、障害	保育標準時間		
災害復旧			
虐待・DV			
妊娠・出産※		出産予定日をはさみ合計5ヶ月間	
就学	就労に準ずる	卒業予定または修了予定までの期間	
求職活動	保育短時間	90日間	
育児休業	保育短時間	育児休業が終了するまでの期間	

※母の他に父も産後育休を取得する場合、認定事由が「育児休業」となり、保育必要量は「保育短時間」となります。取得期間が確定し、育児休業の取得期間が記載されている就労証明書をご提出ください。

4. 入園申込から保育施設入所(園)まで

【新規申込　４月１日入園】

（１） 受付期間 ・・・ **令和８年11月16日(月)～12月11日(金)**

令和８年11月16日以前に申込みを受け付けることはできません。

■育児休業中の方で、令和９年５月15日までに復職を予定している場合は、４月１日入園の対象となります。
■六ヶ所村外にお住まいで、六ヶ所村内のこども園を利用したい方は、住民票のある市町村に申請してください。

（２） 面接
新規申込者を対象に面接を実施します。面接日時につきましては、決まり次第、改めて通知にてお知らせいたします。

【年度途中申込　５月１日以降入園】

（１） 利用申込締切 ・・・ **入園希望月の２ヶ月前までに提出**
（例）８月入園希望の場合は６月末日までに提出

■ 利用開始日・利用申込み締切日
２・３号認定の場合は、施設の利用開始は毎月１日からとなります。

（２） 育児休業期間中の利用について
■ 育児休業開始前に育児休業の対象となっている子どもの兄姉がすでに保育所等を利用している場合には、継続して利用することができます。

■ 育児休業の対象となっている子どもが利用可能となるのは、育児休業明け職場復帰日に応じて下記のとおりです。

職場復帰日	利用可能日
1日～15日の場合	職場復帰日の前月の初日から
16日～末日の場合	職場復帰日が属する月の初日から

★ 提出書類の配布場所・提出先 ・・・ 希望する施設またはこども支援課

※六ヶ所村外の施設を希望する場合はこども支援課に提出をしてください。

★利用調整
■ 保育施設に対する入所（園）希望者が、受入可能人数を超えているときは、「六ヶ所村子ども・子育て支援法施行規則」第７条に基づき児童及び世帯の状況その他必要な事項を調査のうえ点数化し、合計点の高い入所（園）希望者から保育施設が利用できるよう調整を行います。※詳細は６～８ページ「10. 利用調整」をご確認ください。

■ お申込み順ではなく、申込受付後、受け入れ状況の確認・調整のうえ結果を通知いたします。また空き状況は変動することもあるため、個別のお問い合わせへのご対応は控えさせていただいております。

■ 他市町村の保育施設に入所（園）を希望する際は、その市町村の申込締切に合わせる必要があります。事前に情報収集を行い、申込時点で締切日をお伝えください。他市町村との協議が必要であり、受け入れ手続きに時間を要するためご協力をお願いいたします

5. 入所(園)申込及び現況届の提出書類について

ア）新規申込
　① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

イ）継続申込
　① 現況届

※マイナンバーを必ず記載してください。また、提出時には「提出用封筒」に入れて提出してください。

以下、ア）新規申込　及び　イ）継続申込　共通
　② 家庭状況調書（裏面も記載）
　③ 入所（園）希望月時点で保育を必要とする事由に該当することが確認できる書類
　　（保護者１人につき１部）

保育を必要とする事由等		提出書類等
就労	お勤めの方	就労証明書※1　※2
介護･看護		介護･看護申立書及び介護を要する方の診断書または手帳の写し
疾病･障がい	疾病･怪我、障がい等	診断書または手帳の写し
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書
妊娠･出産	出産予定月の前後2ヶ月の入園	母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載済みのページの写し
就学･職業訓練	【有効期限】修了日の属する末日	在学証明書および時間割表またはカリキュラム等の写し
求職活動	【有効期間】利用期間は3ヶ月間 ※年度内で原則1回のみ更新可	ハローワークカードの写し及び求職活動申立書（2号･3号認定）　※4
育児休業	お勤めの方	就労証明書（9. 育児休業取得、11. 復職年月日を必ず記載してください。）
その他	上記以外の方は、こども支援課にお問い合わせください。	

※１　幼稚園希望の方は必要なし
※２　勤務時間が不定期の場合は、勤務状況がわかる書類（勤務表等）を添付してください。
※３　６ヶ月経過後も就労できなかった場合（真に保育を要する状況にある場所を除く。）、その月の末日に保育施設を退所・退園することとなり教育・保育給付認定を取消します。

●就労証明書の押印について

注意

当村では、就労証明書について、雇用主（事業主）の押印を不要とします。
なお、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先の事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

6. 保育料・主食、副食費

【保育料】　無償
【主食費】　無償（１日 50 円を上限）
【副食費】　無償（月額 5,100 円を上限）



7. 入所（園）の取消し

入所（園）決定後であっても、次に該当する場合は、入所（園）が取消しになることがあります。

① 感染症その他重度の疾病を有する場合
② 身体が虚弱で特定教育・保育施設における保育が不適切であると認められる場合
③ 他の入所児童に重大な害を及ぼすおそれがあると認められた場合
④ 集団保育に耐えられないと認められた場合
⑤ その他、特定教育・保育の実施を不適切と認める場合

8. 家庭状況の変更

保育施設の利用申込み後、家庭状況等に次のような変更があった際には、保育の必要量や保育料が変更となる場合がありますので、速やかに教育・保育給付認定申請（届出）書を提出してください。

① 住所や名前が変わったとき
② 保護者の勤務先・勤務時間など、就労状況が変わったとき
③ 婚姻・離婚・死亡・障がい認定など、世帯構成及び同居家族に変更があったとき
④ 生活保護の受給が開始または廃止になったとき
⑤ 保育を必要とする理由がなったとき

9. 転所（園）

転所（園）を希望される場合は、入所申込書の提出が必要となります。

■ 村内のこども園に転園を希望する場合

申込締切　・・・　**入園希望月の２ヶ月前までに提出**

■ 村外の保育所（園）に転所（園）を希望する場合
転所（園）先の市町村の申込締切に合わせる必要があります。事前に情報収集を行い、申込時点で締切日をお伝えください。他市町村との協議が必要であり、受け入れ手続きに時間を要するためご協力をお願いいたします。



10. 利用調整

保育施設に対する入所希望者が、受入可能人数を超えるときは、「六ヶ所村子ども・子育て支援法等施行規則」第７条に基づき児童及び世帯の状況その他必要な事項を調査のうえ点数化し、合計点の高い入所希望者から保育施設が利用できるよう調整を行います。

（１） 利用調整に係る基本点数表

番号	保護者の状況					基本点数	
	事由	状況				父	母
1	就労 (条例第４条 第１号の規定に該当するもの)	外勤			月160時間以上	10	10
					月120時間以上160時間未満	8	8
					月64時間以上120時間未満	6	6
					月48時間以上64時間未満	4	4
		自営業 (農業・ 漁業含む)	中心者		月160時間以上	10	10
					月120時間以上160時間未満	8	8
					月64時間以上120時間未満	6	6
					月48時間以上64時間未満	4	4
			協力者		月160時間以上	9	9
					月120時間以上160時間未満	7	7
					月64時間以上120時間未満	5	5
					月48時間以上64時間未満	4	4
		内職			月160時間以上	8	8
					月120時間以上160時間未満	6	6
					月64時間以上120時間未満	4	4
					月48時間以上64時間未満	3	3
2	妊娠・出産 (条例第４条第２号の規定に該当するもの)	出産予定日の８週間前の日が属する月の初日から出産後８週間を経過する日の属する月の末日までの期間				－	10
3	疾病・負傷・障害 (条例第４条第３号の規定に該当するもの)	疾病・負傷	居宅療養	入院	１か月以上	10	10
					１か月未満	8	8
				病が	常時が床	10	10
				長期加療	通院加療を行い、常に安静を要する場合	7	7
				一般療養	上記以外の自宅療養で、保育に支障がある場合	5	5
		障害	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級又は愛護手帳Ａの交付を受けている場合			7	7
			身体障害者手帳３・４級、精神障害者保健福祉手帳２級又は愛護手帳Bの交付を受けている場合			5	5
			身体障害者手帳５級以下、精神障害者保健福祉手帳３級の交付を受けている場合			4	4

4	介護・看護 (条例第４条の規定に該当するもの)	月160時間以上、長期入院者、常時病が者、身体障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	9	9
		月120時間以上160時間未満、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	7	7
		月64時間以上120時間未満、長期入院者、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	5	5
		月48時間以上64時間未満、長期入院、常時病が者、心身障害者の介護や入院、通院、通所の付添いを行っている場合	4	4
5	災害復旧 (条例第４条第５号の規定に該当するもの)	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	10
6	求職活動 (起業の準備を含む) (条例第４条第６号の規定に該当するもの)	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	4	4
7	就学・職業訓練 (条例第４条第９号及び第10号の規定に該当するもの)	月160時間以上、就学中又は職業訓練を受けている場合	8	8
		月120時間以上160時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	6	6
		月64時間以上120時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合	4	4
		月48時間以上64時間未満、就学中又は職業訓練を受けている場合場合	3	3
8	虐待・DV (条例第４条第９号及び第10号の規定に該当するもの)	児童虐待又はＤＶの可能性があり、社会的養護が必要な場合	25	
9	育児休業 (条例第４条第11号の規定に該当するもの)	育児休暇取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められる場合	8	8
10	その他 (条例第４条第11号の規定に該当するもの)	前各部に類するものとして村長が認める事由にある場合	前各部に準じた点数 (３～10)	

【備考】
1　父母の保育を必要とする事由、状況に応じて基本点数を設定する。
2　父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。ただし、８．虐待・DVに該当する場合は、25点とする。
3　父母は複数の事由に該当する場合は、各基本点数の高い方の事由を採点する。
4　父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。



（２）　利用調整に係る調整点数表

番号	家庭の状況	調整点数
1	ひとり親世帯（離婚・離婚調停中・死別等）	15
2	生活保護世帯（就労により自立が見込まれる場合）	10
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10
4	児童虐待又はDVの可能性があり、社会的養護が必要な場合	25
5	当該当申請する子どもが身体障害者手帳又は愛護手帳等を交付されている場合	10
6	産後休暇又は育児休業により復職予定の場合	5
7	兄弟姉妹が既に利用している保育所等の利用を希望する場合	5
8	父母が保育士又は幼稚園教諭として保育所等の利用を希望する場合	5
9	同居する65歳未満の親族が児童を保育できる場合	-5
10	前各項に類するものとして村長が認める状況にある場合	前各項に準じた点数（－５～25）

備考　　該当する状況に応じて加減算を行う（重複適用可）

（３）　基本点数と調整点数により利用調整できなかった場合の優先順位表

順位	優先順位
1	六ヶ所村民である場合（転入予定者を除く。）
2	基本点数が高い場合
3	当該保育所等の希望順位が高い場合
4	村税等に滞納がない場合
5	社会的・経済的状況を考慮し、優先されるべきと判断される場合

■計算方法

世帯の合計点 ＝ **父の基本点数** ＋ **母の基本点数** ＋ **調整点数**

■計算例

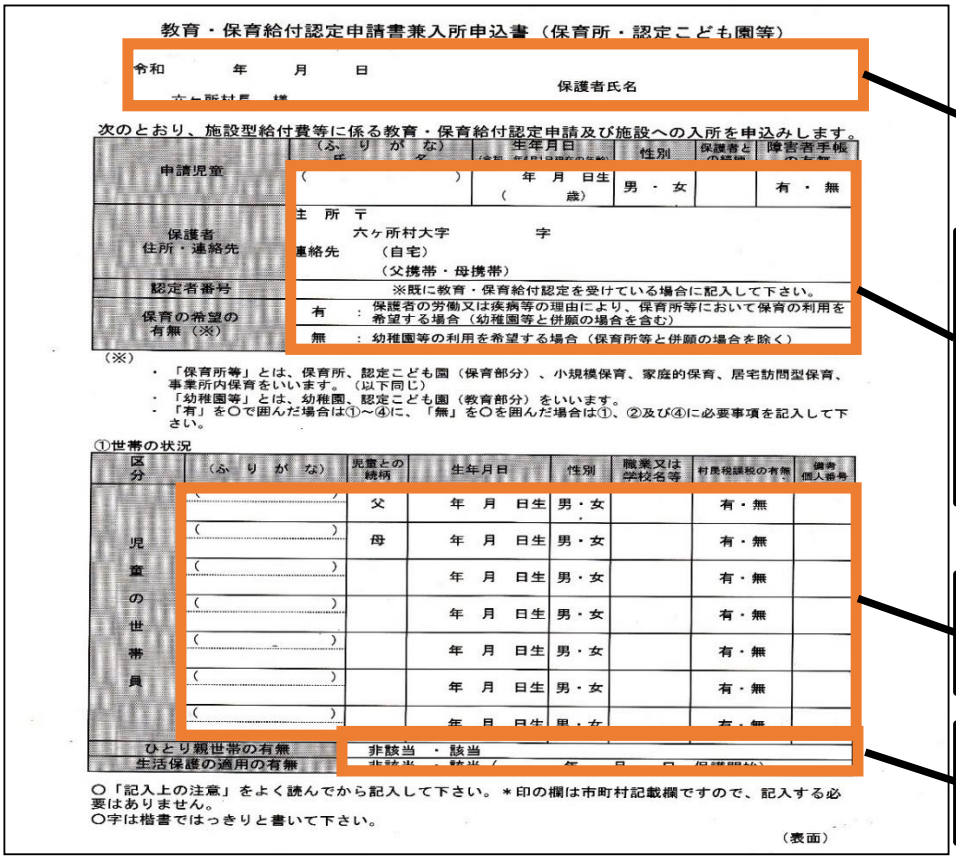
父:　就労時間160時間　　⇒「基本点数表」より　10点

母:　就労時間120時間　　⇒「基本点数表」より　8点

兄弟姉妹が既に利用しているこども園の利用を希望する　　⇒「利用調整に係る調整点数表」より　5点

世帯の合計点 23点 ＝ **父の基本点数 10点** ＋ **母の基本点数 8点** ＋ **調整点数 5点**

申込書記載要領



教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（保育所・認定こども園等）

令和　　年　　月　　日

六ヶ所村長　様

保護者氏名

次のとおり、施設型給付費等に係る教育・保育給付認定申請及び施設への入所を申込みします。

	（ふりがな）氏名	生年月日（満年齢）	性別	保護者との続柄	障害者手帳の有無
申請児童	（　　）	年　月　日生（　歳）	男・女		有・無
保護者住所・連絡先	主所　〒　六ヶ所村大字　　字 連絡先　（自宅） （父携帯・母携帯）				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい。				
保育の希望の有無（※）	有　：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）				
	無　：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）				

（※）
- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○を囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	（ふりがな）	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	村県税課税の有無	備考 個人番号
児童の世帯員	（　　）	父	年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）	母	年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）		年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）		年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）		年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）		年　月　日生	男・女		有・無	
	（　　）		年　月　日生	男・女		有・無	
ひとり親世帯の有無	非該当　・　該当						
生活保護の適用の有無	非該当　・　該当（　　年　月　日保護開始）						

○「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
○字は楷書ではっきりと書いて下さい。

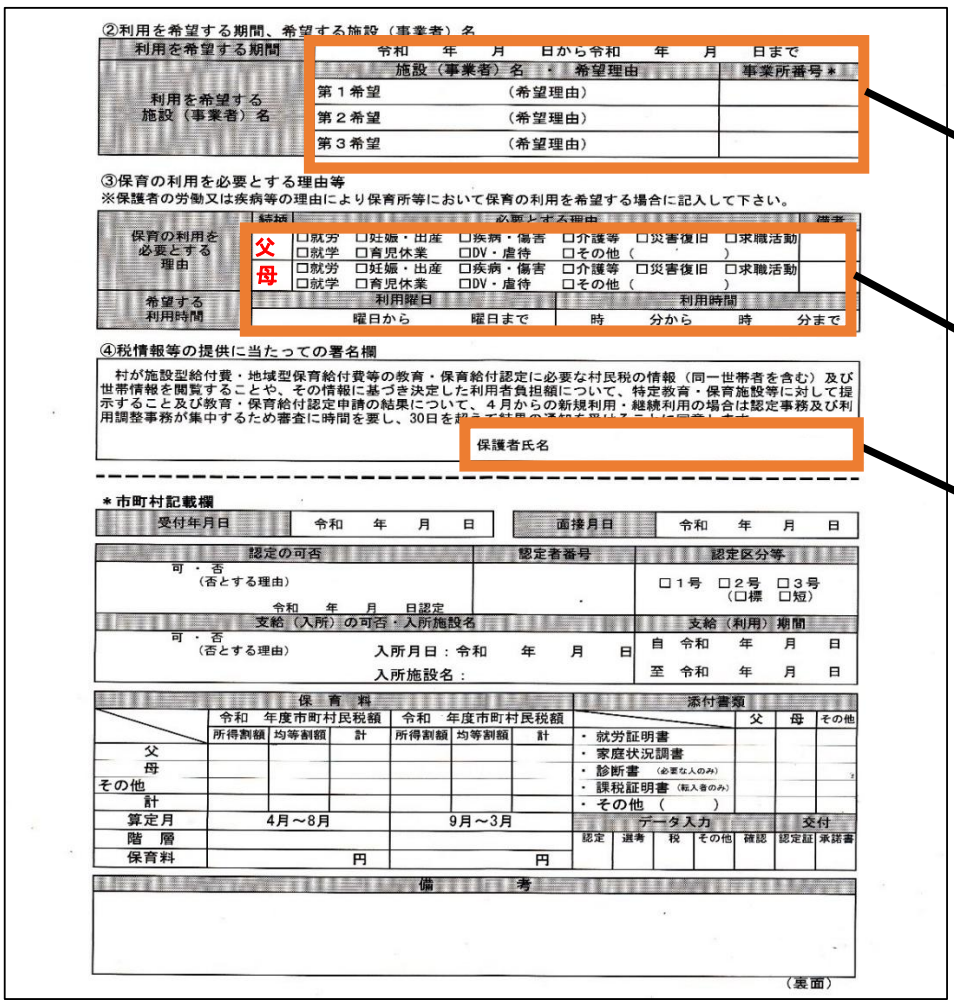
（表面）

・提出日を記載
・保護者氏名を記載

・児童氏名等を記載
・保護者住所を記載
・連絡先は両親分記載
・保育の希望の有無について該当箇所を○で囲む

・児童の世帯員の氏名等を記載

・該当箇所を○で囲む



②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

	施設（事業者）名　・　希望理由	事業所番号＊
利用を希望する期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	第１希望　（希望理由）	
	第２希望　（希望理由）	
	第３希望　（希望理由）	

③保育の利用を必要とする理由等
※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

	続柄	必要とする理由						備考
保育の利用を必要とする理由	父	□就労	□妊娠・出産	□疾病・傷害	□介護等	□災害復旧	□求職活動	
		□就学	□育児休業	□DV・虐待	□その他（　　）			
	母	□就労	□妊娠・出産	□疾病・傷害	□介護等	□災害復旧	□求職活動	
		□就学	□育児休業	□DV・虐待	□その他（　　）			
希望する利用時間	利用曜日			利用時間				
	曜日から　　曜日まで			時　分から　時　分まで				

④税情報等の提供に当たっての署名欄

村が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること及び教育・保育給付認定申請の結果について、４月からの新規利用・継続利用の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要し、30日を

保護者氏名

＊市町村記載欄

受付年月日	令和　年　月　日	面接月日	令和　年　月　日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否（否とする理由） 令和　年　月　日認定		□１号　□２号　□３号（□標　□短）
支給（入所）の可否・入所施設名		支給（利用）期間
可・否（否とする理由） 入所月日：令和　年　月　日 入所施設名：		自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日

保育料	令和　年度市町村民税額			令和　年度市町村民税額			添付書類	父	母	その他
	所得割額	均等割額	計	所得割額	均等割額	計				
父							・就労証明書			
母							・家庭状況調書			
その他							・診断書（必要な人のみ）			
計							・課税証明書（転入者のみ）			
算定月	4月～8月			9月～3月			・その他（　　）			
階層							データ入力		交付	
保育料	円			円			認定 / 選考 / 税 / その他 / 確認 / 認定証 / 承諾書			

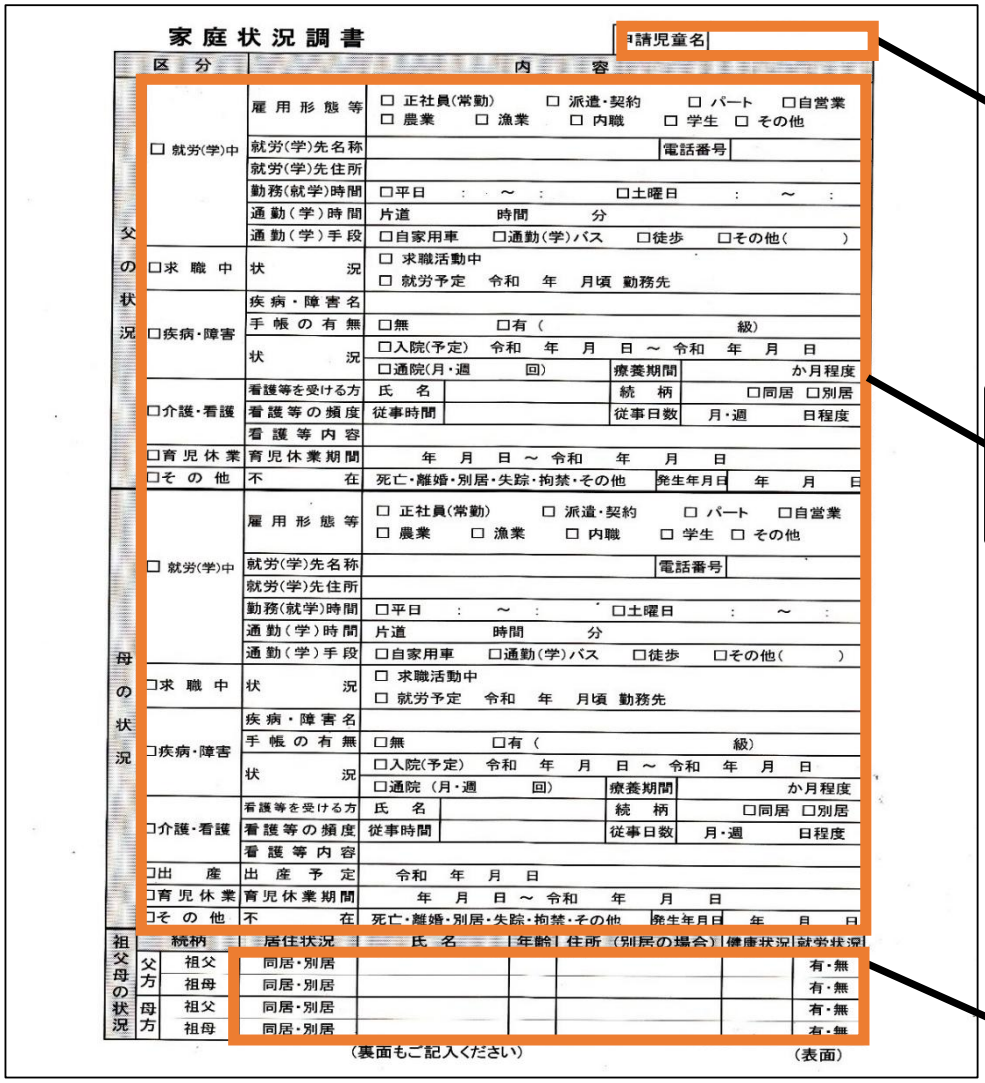
備考

（裏面）

・利用を希望する期間、施設名を記載

・続柄を記載
・該当箇所にチェック
・希望する利用曜日、時間を記載

・保護者氏名を記載



家庭状況調書

申請児童名

区分		内容			
父の状況	□就労(学)中	雇用形態等	□正社員(常勤) □派遣・契約 □パート □自営業 □農業 □漁業 □内職 □学生 □その他		
		就労(学)先名称		電話番号	
		就労(学)先住所			
		勤務(就学)時間	□平日 : ～ :	□土曜日 : ～ :	
		通勤(学)時間	片道 時間 分		
		通勤(学)手段	□自家用車 □通勤(学)バス □徒歩 □その他()		
	□求職中	状況	□求職活動中 □就労予定 令和 年 月頃 勤務先		
	□疾病・障害	疾病・障害名			
		手帳の有無	□無 □有(級)		
		状況	□入院(予定) 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
			□通院(月・週 回)	療養期間	か月程度
	□介護・看護	看護等を受ける方	氏名	続柄	□同居 □別居
		看護等の頻度	従事時間	従事日数	月・週 日程度
		看護等内容			
	□育児休業	育児休業期間	年 月 日～令和 年 月 日		
	□その他	不在	死亡・離婚・別居・失踪・拘禁・その他	発生年月日	年 月 日
母の状況	□就労(学)中	雇用形態等	□正社員(常勤) □派遣・契約 □パート □自営業 □農業 □漁業 □内職 □学生 □その他		
		就労(学)先名称		電話番号	
		就労(学)先住所			
		勤務(就学)時間	□平日 : ～ :	□土曜日 : ～ :	
		通勤(学)時間	片道 時間 分		
		通勤(学)手段	□自家用車 □通勤(学)バス □徒歩 □その他()		
	□求職中	状況	□求職活動中 □就労予定 令和 年 月頃 勤務先		
	□疾病・障害	疾病・障害名			
		手帳の有無	□無 □有(級)		
		状況	□入院(予定) 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
			□通院(月・週 回)	療養期間	か月程度
	□介護・看護	看護等を受ける方	氏名	続柄	□同居 □別居
		看護等の頻度	従事時間	従事日数	月・週 日程度
		看護等内容			
	□出産	出産予定	令和 年 月 日		
	□育児休業	育児休業期間	年 月 日～令和 年 月 日		
	□その他	不在	死亡・離婚・別居・失踪・拘禁・その他	発生年月日	年 月 日

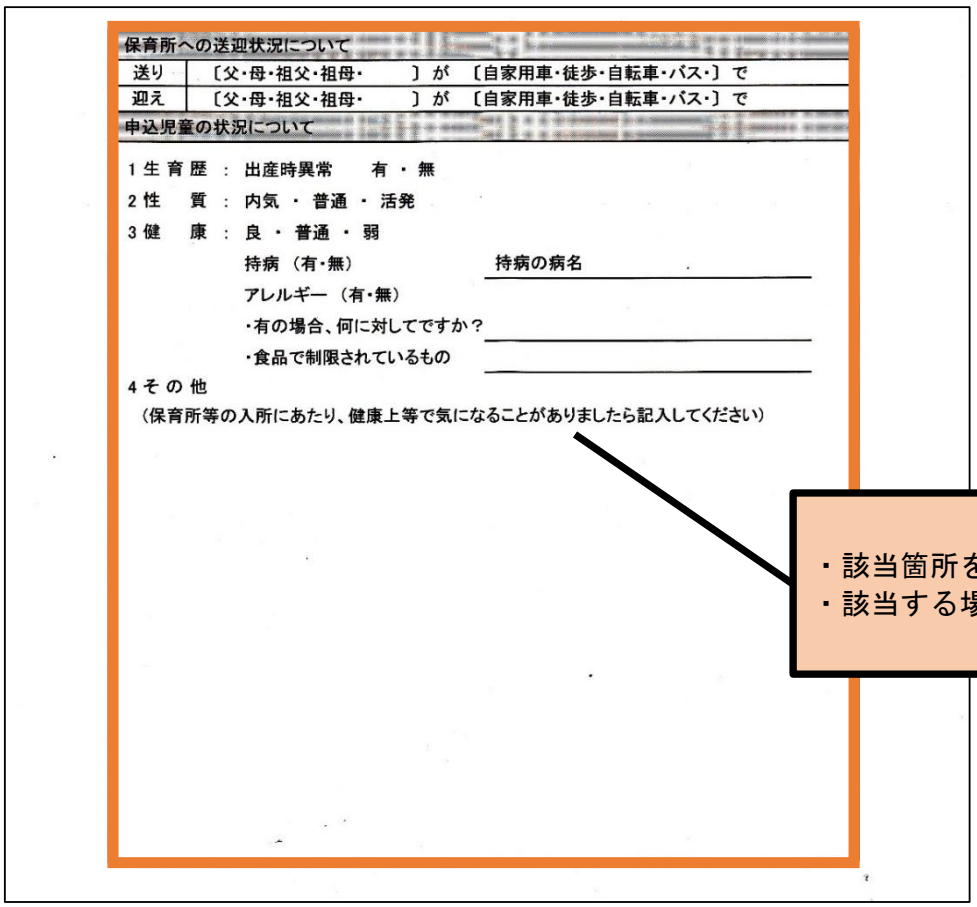
祖父母の状況	続柄	居住状況	氏名	年齢	住所(別居の場合)	健康状況	就労状況
	父方 祖父	同居・別居					有・無
	父方 祖母	同居・別居					有・無
	母方 祖父	同居・別居					有・無
	母方 祖母	同居・別居					有・無

(裏面もご記入ください) (表面)

・児童名を記載

・該当箇所にチェック、記載

・該当箇所を〇で囲み、記載



保育所への送迎状況について

送り	〔父・母・祖父・祖母・ 〕が 〔自家用車・徒歩・自転車・バス・〕で
迎え	〔父・母・祖父・祖母・ 〕が 〔自家用車・徒歩・自転車・バス・〕で

申込児童の状況について

1 生育歴 : 出産時異常 有 ・ 無

2 性 質 : 内気 ・ 普通 ・ 活発

3 健 康 : 良 ・ 普通 ・ 弱

持病 (有・無) 持病の病名

アレルギー (有・無)

・有の場合、何に対してですか？

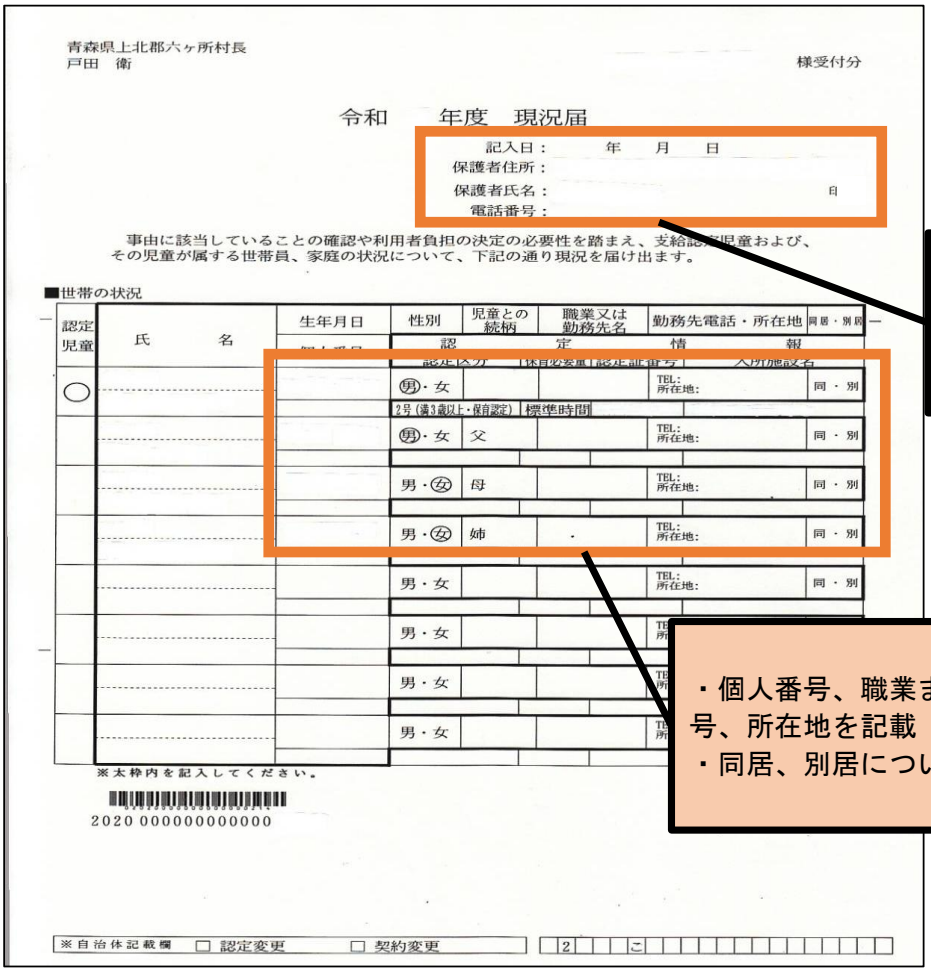
・食品で制限されているもの

4 その他

(保育所等の入所にあたり、健康上等で気になることがありましたら記入してください)

・該当箇所を〇で囲む
・該当する場合、詳細を記載

現況届記載要領


青森県上北郡六ヶ所村長
戸田　衛

様受付分

令和　　年度　現況届

記入日：　　年　　月　　日
保護者住所：
保護者氏名：　　印
電話番号：

事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、支給認定児童および、その児童が属する世帯員、家庭の状況について、下記の通り現況を届け出ます。

■世帯の状況

認定児童	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	職業又は勤務先名	勤務先電話・所在地	同居・別居
			認定区分	保育必要量（認定証番号）		入所施設名	
○			㊚・女			TEL: 所在地:	同・別
			2号（満3歳以上・保認定）	標準時間			
			㊚・女	父		TEL: 所在地:	同・別
			男・㊛	母		TEL: 所在地:	同・別
			男・㊛	姉		TEL: 所在地:	同・別
			男・女			TEL: 所在地:	同・別
			男・女			TEL: 所在地:	同・別
			男・女			TEL: 所在地:	同・別
			男・女			TEL: 所在地:	同・別

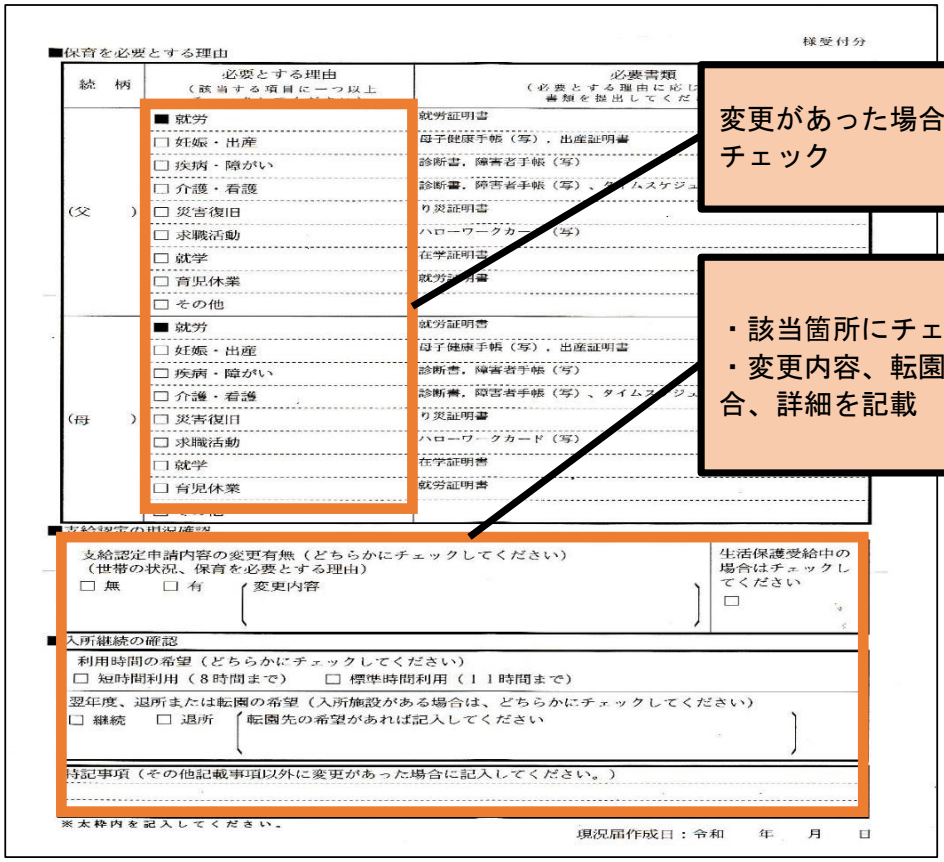
※太枠内を記入してください。

2020 000000000000

※自治体記載欄　□ 認定変更　□ 契約変更　□2□□こ□□□□□□□□□□□□

・記入日は提出日を記載
・保護者住所、氏名記載
・電話番号は両親分記載

・個人番号、職業または勤務先、勤務先電話番号、所在地を記載
・同居、別居について該当箇所を〇で囲む


様受付分

■保育を必要とする理由

続柄	必要とする理由（該当する項目に一つ以上）	必要書類（必要とする理由に応じ書類を提出してください）
（父）	■ 就労	就労証明書
	□ 妊娠・出産	母子健康手帳（写），出産証明書
	□ 疾病・障がい	診断書，障害者手帳（写）
	□ 介護・看護	診断書，障害者手帳（写）、タイムスケジュール
	□ 災害復旧	り災証明書
	□ 求職活動	ハローワークカード（写）
	□ 就学	在学証明書
	□ 育児休業	就労証明書
	□ その他	
（母）	■ 就労	就労証明書
	□ 妊娠・出産	母子健康手帳（写），出産証明書
	□ 疾病・障がい	診断書，障害者手帳（写）
	□ 介護・看護	診断書，障害者手帳（写）、タイムスケジュール
	□ 災害復旧	り災証明書
	□ 求職活動	ハローワークカード（写）
	□ 就学	在学証明書
	□ 育児休業	就労証明書

■支給認定の現況確認

支給認定申請内容の変更有無（どちらかにチェックしてください）
（世帯の状況、保育を必要とする理由）
□ 無　□ 有　（変更内容）

生活保護受給中の場合はチェックしてください
□

■入所継続の確認

利用時間の希望（どちらかにチェックしてください）
□ 短時間利用（８時間まで）　□ 標準時間利用（１１時間まで）

翌年度、退所または転園の希望（入所施設がある場合は、どちらかにチェックしてください）
□ 継続　□ 退所　（転園先の希望があれば記入してください）

特記事項（その他記載事項以外に変更があった場合に記入してください。）

※太枠内を記入してください。

現況届作成日：令和　　年　　月　　日

変更があった場合、該当する項目にチェック

・該当箇所にチェック
・変更内容、転園希望、特記事項等がある場合、詳細を記載